



発行 新潟県

第29号

平成31年4月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 426 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 427 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉保健課）
- 428 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 429 介護保険法による指定介護老人保健施設の廃止届（高齢福祉保健課）
- 430 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定辞退（高齢福祉保健課）
- 431 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 432 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の業務の廃止（食品・流通課）
- 433 保安林の指定解除（治山課）
- 434 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 435 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 436 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 437 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 438 土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
- 439 定款変更・定款付属書役員選挙規程変更認可及び定款付属書総代選挙規程の新設（農地計画課）
- 440 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 441 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 442 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 443 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 444 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 445 公共測量の終了通知（監理課）
- 446 公共測量の終了通知（監理課）
- 447 公共測量の終了通知（監理課）
- 448 公共測量の終了通知（監理課）
- 449 公共測量の終了通知（監理課）
- 450 公共測量の終了通知（監理課）
- 451 公共測量の終了通知（監理課）
- 452 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 453 廢川敷地等の発生（河川管理課）
- 454 歳入の収納事務の委託（建築住宅課）
- 455 歳入の徴収事務の委託（建築住宅課）
- 456 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 一般競争入札の実施（財務課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

正 誤

平成31年3月29日付け県報号外1条例第6号中(法務文書課)

告 示

◎新潟県告示第426号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	いそどり訪問介護	新潟県柏崎市剣野町 20番16号	株式会社彩	平成31年4月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	独立行政法人国立病院 機構新潟病院訪問看護 ステーションゆきさく ら	新潟県柏崎市赤坂町 3番52号	独立行政法人国立 病院機構	平成31年4月1日
通所介護	街なかデイサービスた からばこ	新潟県五泉市村松甲 2197番地1	株式会社縁	平成31年4月1日
通所介護	通所介護あおいの里・ 長岡	新潟県長岡市稲葉町 820番地6	社会福祉法人葵新 生会	平成31年4月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	短期入所生活介護あお いの里・長岡	新潟県長岡市稲葉町 820番地6	社会福祉法人葵新 生会	平成31年4月1日

◎新潟県告示第427号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホームあ おいの里・長岡	新潟県長岡市稲葉町820番地 6	社会福祉法人葵新生会	平成31年4月1日

◎新潟県告示第428号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項(又は第115条の5第2項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
マルカ介護センター	新潟県南魚沼市 塩沢1460番地	マルカタクシー合 資会社	訪問介護	平成31年2月 28日	平成31年3月 31日
富永草野訪問介 護ステーション	新潟県燕市富永 216番地1	医療法人積発堂	訪問介護	平成31年2月 27日	平成31年3月 31日
訪問介護サービ スたけのこ	新潟県上越市柿 崎区柿崎420番地 5	有限会社山田工 業	訪問介護	平成31年2月 20日	平成31年3月 31日

一般財団法人下越総合健康開発センター訪問入浴介護	新潟県新発田市小舟町2丁目690番地	一般財団法人下越総合健康開発センター	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成31年2月5日	平成31年3月31日
老人保健施設愛宕の里	新潟県五泉市村松1409番地1	医療法人社団真仁会	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	平成31年2月22日	平成31年3月31日
デイサービスセンターと・も・だ・ち	新潟県胎内市西本町11番11号	社会福祉法人二王子会	通所介護	平成31年1月28日	平成31年3月31日
デイサービスセンター分水の里もみじ	新潟県燕市新堀1138番地1	社会福祉法人桜井の里福祉会	通所介護	平成31年2月27日	平成31年3月31日
デイサービスセンターふれあいの家	新潟県上越市清里区岡野町1616番地	社会福祉法人きよさと福祉会	通所介護	平成31年2月12日	平成31年3月31日
介護老人保健施設さつき荘	新潟県柏崎市大字軽井川字十三本塚2791番地2	医療法人(財団)公仁会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成31年2月28日	平成31年3月31日
特別養護老人ホームいこいの里	新潟県柏崎市大字佐水3140番地	社会福祉法人沁山会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成31年3月4日	平成31年3月31日
ショートステイふるまい村	新潟県見附市新幸町7番11号	株式会社生活サポーターふるまい	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成31年1月16日	平成31年3月19日

◎新潟県告示第429号

介護保険法(平成9年法律第123号)第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり施設の廃止の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県知事 花角英世

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
介護老人保健施設きたはら	新潟県十日町市中条己2958番地	新潟県厚生農業協同組合連合会	平成31年2月27日	平成31年3月31日

◎新潟県告示第430号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県知事 花角英世

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
-------	-----	-----	----------	-------

齋藤記念病院	新潟県南魚沼市欠之上 478 番地 2	医療法人俊栄会	平成31年2月13日	平成31年3月31日
--------	---------------------	---------	------------	------------

◎新潟県告示第431号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、燕市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。
平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月15日(水)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	燕市吉田産業会館	燕市全域
5月16日(木)			
5月17日(金)			
5月20日(月)		燕市総合文化センター	
5月21日(火)			
5月22日(水)			
5月23日(木)			
5月24日(金)			
5月27日(月)		燕市分水公民館	
5月28日(火)			
5月29日(水)	予備日		
5月30日から平成32年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、12月31日、平成32年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第432号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の休止（廃止）の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

地域登録検査機関の名称	特定非営利活動法人米ニケーションセンター
代表者氏名	理事長 平石 節子
主たる事務所の所在地	新潟県長岡市脇川新田町字前島970番地99
休止又は廃止の別	廃止
休止の期間（廃止年月日）	平成31年3月31日
休止（廃止）しようとする業務	国内産農産物 品位等検査

◎新潟県告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所

新潟県十日町市宮沢字前平寅189の3 (国有林)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第434号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市佐々木1942番地	後藤	和巳
〃	新潟市北区太田2843番地	本間	藤雄

就任年月日 平成31年4月1日

◎新潟県告示第435号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県十日町地域振興局長

1 就任

理事	中魚沼郡津南町大字秋成1314番地	桑原	和隆
〃	〃 大字赤沢3182番地	滝沢	幸博

就任年月日 平成31年4月1日

◎新潟県告示第436号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

理事	三条市中島乙90番地	高橋	剛
----	------------	----	---

退任年月日 平成31年3月31日

◎新潟県告示第437号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、十日町市の中里土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県十日町地域振興局長

1 就任

理事	十日町市小原辛170番地	廣田	幸男 (理事長)
〃	〃 荒屋癸480番地3	小林	豊
〃	〃 白羽毛辰767番地	高野	茂実
〃	〃 市野越卯209番地1	富井	英丸
〃	〃 如来寺甲3151番地	富井	孝男
〃	〃 宮中己392番地	高橋	一郎
〃	〃 芋川新田キ714番地	大島	正充
〃	〃 上山己2365番地1	上原	浩幸
〃	〃 倉俣甲1461番地	高橋	陽一

〃	〃	干溝壬275番地	樋口 隆司
監事	〃	如来寺甲2162番地	服部 寧
〃	〃	宮沢寅122番地2	古高 稔
〃	〃	小原辛65番地	樋口 正和

就任年月日 平成31年4月1日

2 退任

理事	十日町市通り山子391番地	上原 茂 (理事長)	
〃	〃	如来寺甲3151番地	富井 孝男
〃	〃	市野越卯148番地	富井 秀一
〃	〃	小原辛170番地	廣田 幸男
〃	〃	程島巳907番地	村山 博
〃	〃	荒屋癸480番地3	小林 豊
〃	〃	宮中己392番地	高橋 一郎
〃	〃	上山己2350番地1	吉楽 芳弘
〃	〃	倉俣甲1461番地	高橋 陽一
〃	〃	干溝壬275番地	樋口 隆司
監事	〃	如来寺甲3232番地1	池田 正
〃	〃	小原辛65番地	樋口 正和
〃	〃	高道山乙887番地1	広田 政夫

退任年月日 平成31年3月31日

◎新潟県告示第438号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、長岡市の福島江刈谷田川大堰土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事	三条市中島乙90番地	高橋 剛
----	------------	------

退任年月日 平成31年3月31日

◎新潟県告示第439号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区の定款及び定款付属書総代選挙規程の新設、定款付属書役員選挙規程の変更を平成31年4月3日認可した。

平成31年4月12日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第440号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を平成31年4月2日認可した。

平成31年4月12日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第441号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営山本地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月12日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成31年4月15日から平成31年5月20日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び浦川原区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第442号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営宇山地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成31年4月15日から平成31年5月20日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第443号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営飯室地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年 4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間
平成31年 4月15日から平成31年 5月20日まで

3 縦覧に供する場所
上越市役所及び浦川原区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第444号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成31年 4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
燕市	燕市の地籍図及び地籍簿 溝、佐善、下粟生津の各一部
出雲崎町	出雲崎町の地籍図及び地籍簿 大字沢田の一部

2 認証年月日

平成31年 4月 2日

◎新潟県告示第445号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年 4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 潟地区 確定測量)

2 作業期間 平成30年 9月25日から平成31年 1月24日まで

3 作業地域 長岡市寺泊中曽根、燕市真木山ほか地内

◎新潟県告示第446号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間 平成30年10月25日から平成31年3月20日まで
 - 3 作業地域 南魚沼郡湯沢町
-

◎新潟県告示第447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間 平成30年11月1日から平成31年2月28日まで
 - 3 作業地域 南魚沼市塩沢地域
-

◎新潟県告示第448号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
 - 2 作業期間 平成30年12月25日から平成31年2月28日まで
 - 3 作業地域 東蒲原郡阿賀町取上～熊渡地区
-

◎新潟県告示第449号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）三和中部第1地区「第2換地区」確定測量）
 - 2 作業期間 平成30年7月4日から平成31年3月20日まで
 - 3 作業地域 上越市三和区今保ほか地内
-

◎新潟県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業 上岡地区 確定測量）
 - 2 作業期間 平成30年9月21日から平成31年3月8日まで
 - 3 作業地域 上越市浦川原区上岡地内
-

◎新潟県告示第451号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年 4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間 平成31年 2月15日から平成31年 3月20日まで
- 3 作業地域 新発田市諏訪町2丁目地内

◎新潟県告示第452号

河川法(昭和39年法律167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年 4月12日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 河川の名称
二級河川鯖石川水系鯖石川
- 2 河川管理施設の名称または種類
鯖石川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
柏崎市大字劔字角田174番3地先から同市同大字同字186番1地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 柏崎市長 櫻井 雅浩
住所 柏崎市中央町5番50号
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成29年10月4日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第453号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年 4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系五十嵐川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成31年 4月12日
- 3 廃川敷地等の位置
三条市由利2196番地先から同市由利1番3地先まで(五十嵐川左岸)
三条市本町三丁目316番1地先から同市本町四丁目296番9地先まで(五十嵐川右岸)
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 186.22平方メートル

◎新潟県告示第454号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年 4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条に規定する家賃及び第57条に規定する駐車場使用料の徴収に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

弁護士法人 バンビル法律事務所

新潟市中央区医学町通2番町74番地 バンビル801号室

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

◎新潟県告示第455号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務

次の各号に定める歳入の徴収事務

(1) 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条の規定により徴収する家賃

(2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料

(3) 新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）第2条の規定により徴収する県営住宅に係る建物使用料

2 受託者の氏名又は名称及び住所

新潟県住宅供給公社

新潟市中央区新光町15番地2

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

◎新潟県告示第456号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市西部公共下水道

3 事業施行期間

平成5年6月25日から平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成31年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 HIRASEI遊 水原店
所在地 阿賀野市市野山228番地1
設置者 株式会社ひらせいホームセンター 他1者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,050㎡
(変更後) 1,407㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
(変更前) 39台
(変更後) 55台
 - イ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・面積 43.6㎡
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・面積 67.6㎡
 - ウ 廃棄物保管施設の位置及び容量
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・容量 3.96㎡
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・容量 5.88㎡
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
 - ・株式会社ひらせいホームセンター
午前9時00分から午後10時00分
(変更後)
 - ・株式会社ひらせいホームセンター
午前9時00分から午後10時00分
 - ・株式会社メガネスーパー
午前9時00分から午後10時00分
 - イ 荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設1 午前6時00分から午後9時00分
(変更後) 荷さばき施設1、2 午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日
平成31年11月30日
- 4 届出年月日
平成31年3月29日
- 5 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間
平成31年4月12日から平成31年8月12日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県教育情報ネットワークシステム（NE I N）用パーソナルコンピュータ等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、W T Oに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

平成31年度新潟県教育情報ネットワークシステム（NE I N）用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年9月16日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する質問

(1) 交付期間 平成31年4月12日（金）から平成31年4月26日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所 新潟県教育庁財務課施設係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 質問 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成31年5月27日（月）午前10時

(2) 場所 新潟県庁行政庁舎16階 入札室（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保証・保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日から1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成31年4月12日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成31年5月13日（月）から平成31年5月17日（金）まで。ただし、午前9時から午後5時15分までとする。

イ 提出場所 新潟県教育庁財務課施設係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書

面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成31年5月22日(水) 午前10時から午後5時まで

イ 交付場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げるいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国

通貨とする。

イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Lease for Niigata Educational Information Network (NEIN) Personnel Computers

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. May 27, 2019

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information:

Financial Affairs Division

Bureau of Education

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月12日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 調達する特定役務の件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立新発田病院経営課経営係

新潟県新発田市本町一丁目2番8号

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

平成31年3月25日

6 落札者の氏名及び住所

新潟メスキュード株式会社

新潟県新潟市西区寺尾東一丁目19番19号

7 落札価格

118,125,000円

8 入札公告日

平成31年2月8日

9 落札方式

最低価格

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、臨床検査情報処理システム及び口腔内CRシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年4月12日

新潟県立精神医療センター院長 細木 俊宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

臨床検査情報処理システム及び口腔内CRシステム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年6月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立精神医療センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 940-0015

新潟県長岡市寿2丁目4-1

新潟県立精神医療センター経営課

電話番号 0258-24-3930 内線128

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年4月19日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年4月25日(木)午後1時30分

新潟県立精神医療センター 大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立精神医療センターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

正 誤

平成31年3月29日付け新潟県条例第6号（新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

41ページの「平成31年法律第 号」は、「平成31年法律第2号」の誤り。